

2011年2月21日

CORONA “あなたとともに夢・・・”

株式会社コロナ

家庭用ルームエアコンの再商品化等料金(リサイクル料金)改定について

株式会社コロナ(本社:新潟県三条市、社長:内田 力)は、特定家庭用機器再商品化法(以下、家電リサイクル法)に基づき、家庭用ルームエアコンの再商品化等に必要の行為に関する料金(以下、リサイクル料金)を、2011年4月1日から改定します。

【リサイクル料金改定の内容(1台あたり)】

品目	改定後	現行
家庭用ルームエアコン	2,100円(税込)	2,625円(税込)

- (1) この改定料金の適用は以下のとおりとします。
1. 家電リサイクル券(管理票)の交付年月日(お客様からの引取日)が2011年3月31日以前の日付以外のものであり、かつ指定引取場所への引渡日が2011年4月1日以降のもの。
 2. 家電リサイクル券(管理票)の交付年月日(お客様からの引取日)が2011年3月31日以前のものであり、かつ指定引取場所への引渡日が2011年5月1日以降のもの。
- (2) この料金は、1台あたりであり、全国同一の料金です。
- (3) この料金とは別に、小売業者、市町村の収集運搬料金が必要となります。

【リサイクル料金改定の背景】

2001年4月に家電リサイクル法が施行されて以来、家電4品目(エアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機)は適正なリサイクル料金の設定のもと、再商品化が行われてきました。2009年度のエアコンの再商品化処理台数は業界全体で約211万台となり、資源の有効利用が進んでいます。

当社は、2009年度の家電用ルームエアコンの再商品化率は84%に達し、リサイクルプラントでの処理の効率化および回収した資源の市場価格の変化等による検討の結果、リサイクル料金を改定することになりましたので、家電リサイクル法第二十条に基づき公表をいたします。

今後とも、当社は家電リサイクルにおいて、再商品化率の向上とリサイクル費用の低減を目指し取り組んでまいります。

以上

本件についてのお問い合わせは下記へお願い致します。

株式会社コロナ 広報室 TEL 0256-32-2111 <http://www.corona.co.jp>